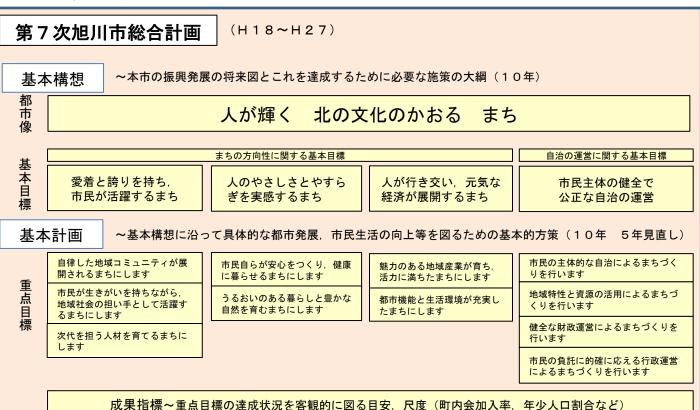
基本的方向

## 総合計画

## 1 総合計画とは

- 1 地域づくりの最上位計画
- 2 総合的・計画的行政運営の指針
- 3 住民・民間活動の指針
- 4 国・道など関係機関が尊重すべき計画

## 2 旭川市の取組



推進計画

- ・目標を達成するための手段
- ・施策・事業の選択(重点化)

## 3 総合計画策定の根拠

「地方自治法第2条第4項」

市町村は、その事務を処理するに当たっては、<u>議会の議決を経て</u>その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

平成23年の「地方自治法」改正により、義務付け廃止

施策の方向

を選択し、重点化する仕組み(3年)

何らかのまちづくりの指針が必要